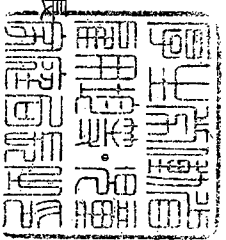


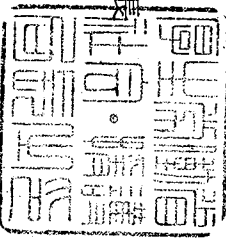
雇 児 発 0 3 0 2 第 2 号
社 援 発 0 3 0 2 第 3 号
老 発 0 3 0 2 第 6 号
平 成 2 4 年 3 月 2 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 長
殿

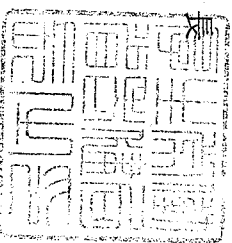
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」の一部改正について

標記については、平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後		現 行	
別紙 1～3 (略) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領		別紙 1～3 (略) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領	
別紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設		別紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設	
施設名等	施設名	施設名等	施設名
社会福祉施設等		社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設	保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター(※) 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター(※)	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター(※) 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター(※)
老人保健等施設	介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス	老人保健等施設	介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉ホーム	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉ホーム
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設	身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
婦人保護施設	婦人保護施設 婦人相談所	婦人保護施設	婦人保護施設 婦人相談所
知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮	知的障害者援護施設	知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮

障害者支援施設等

知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設
障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、児童デイサービス事業、短期入所事業、共同生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）

精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム

児童福祉施設

精神障害者退院支援施設
助産施設
乳児院

母子生活支援施設
保育所
児童厚生施設
児童養護施設
知的障害児施設
知的障害児通園施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
情緒障害児短期治療施設

母子福祉施設

児童自立支援施設
児童家庭支援センター（※）

母子福祉センター（※）

母子休養ホーム（※）

母子保健施設

母子健康センター（※）

その他の社会福祉施設等

社会事業授産施設
隣保館
生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター
社会福祉士養成施設
介護福祉士養成施設
へき地保健福祉館（※）
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護拠点
夜間対応型訪問介護ステーション
介護予防拠点
地域包括支援センター
市町村障害者生活支援センター
知的障害者福祉工場
児童相談所
一時保護施設
職員養成施設
心身障害児総合通園センター
へき地保育所
重症心身障害児（者）通園事業施設

障害者支援施設等

知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設
障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、児童デイサービス事業、短期入所事業、共同生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）

精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム

児童福祉施設

助産施設

乳児院

母子生活支援施設

保育所

児童厚生施設

児童養護施設

知的障害児施設

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児施設

重症心身障害児施設

情緒障害児短期治療施設

児童自立支援施設

児童家庭支援センター（※）

母子福祉施設

母子福祉センター（※）

母子休養ホーム（※）

母子保健施設

母子健康センター（※）

その他の社会福祉施設等

社会事業授産施設
隣保館
生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター
社会福祉士養成施設
介護福祉士養成施設
へき地保健福祉館（※）
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護拠点
夜間対応型訪問介護ステーション
介護予防拠点
地域包括支援センター
市町村障害者生活支援センター
知的障害者福祉工場
児童相談所
一時保護施設
職員養成施設
心身障害児総合通園センター
へき地保育所
重症心身障害児（者）通園事業施設

児童自立生活援助事業所
小規模住居型児童養育事業所
子育て支援のための拠点施設
(削除)

(注) ※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

様式第1号～様式第2号 (記載例) (略)

児童自立生活援助事業所
小規模住居型児童養育事業所
子育て支援のための拠点施設
妊産婦ケアセンター

(注) ※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

様式第1号～様式第2号 (記載例) (略)

